平成２２年（フ）第１０１号
神奈川県厚木市戸田1088番地６
債務者　高木みちる（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０４号
神奈川県平塚市平塚２丁目17番34号　ウィスタリアコーポ301号
債務者　中尾　　明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１４号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺101、住民票上の住所神奈川県南足柄市墟下130番地８
債務者　望月　明弘
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２２号
神奈川県小田原市曽我岸148番地　曽我病院内、旧住所神奈川県小田原市扇町５丁目14番29号　ロフティ西湘109号室
債務者　中願寺哲也
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０号
福井県敦賀市新松島町４番31―101号
債務者　鈴木　翔太
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第８１号
愛知県江南市古知野町朝日143番地
債務者　酒井　迪夫
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４０８号
愛知県豊橋市北山町字東浦53番地の２　５―106
債務者　恒川　幸男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１３４３号
京都市南区久世上久世町805番地５
債務者　晴山　泰子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５０号
京都府向日市物集女町ヲサン田７番地　リヴラン・ジェイ407号
債務者　高本　久枝
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８７号
京都市西京区大枝沓掛町１番地29　清風ハイム105号、従前の住所京都府京丹後市峰山町丹波773番地
債務者　小谷　　滋
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２７号
京都市東山区宮川筋７丁目396番地
債務者　石蔵　利浩
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
京都市左京区松ケ崎小竹藪町27番地36　ラ・プティルウエスト302号住宅
債務者　川原　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１６棟504号
債務者　木本　　晶
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１６棟504号
債務者　木本　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
京都市西京区上桂前川町209番地　ラティエールハラダ202
債務者　竹中　摩純（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
京都市山科区西野山射庭ノ上町46番地１　奥田テラス１号
債務者　久保美江子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
京都市伏見区久我御旅町２番地117　谷口マンション２階
債務者　柴原喜代子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係